

令和2年度 指宿市特産品販路拡大支援事業補助金 概要

本市では、農林水産物や加工品、工芸品、焼酎等の特産品の販路拡大を促進することで、地域の経済活性化や雇用の継続等を図ることを目的に、以下の内容で補助金交付を行っています。

1 補助対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月5日

※ただし、予算に達し次第終了となります。

2 補助対象事業

国、自治体、公益法人、公的機関、公的団体、地元金融機関等が主催、共催、又は後援する商談会や物産展、見本市など

3 補助対象経費

出展料、小間等装飾費、会場借上料、什器類借上料、旅費、運搬費、通訳費など

4 補助の内容

(1)県内 3日以上連続の出展（本市を除く）・・・1万円以内

(2)県外 ①商談会、見本市及び博覧会に2日以上連続で出展・・・5万円以内

②物産展、催事などに2日以上連続で出展・・・・・・・3万円以内

③市が主催又は出展する商談会、見本市及び博覧会に出展・・・5万円以内

(3)国外 1日以上商談会、見本市及び博覧会に出展・・・10万円以内

※市が指定する商談会等に出展する場合、予算の範囲内で市長が別に定めます。

※ただし、いずれも補助対象額の2分の1以内とします。

5 補助の回数

補助回数は、上記に該当するもののうち以下の回数を上限とします。

補助の内容(1)、(2)の場合・・・通算2回。ただし、市が主催及び市が出展小間を借り上げた商談会等に出展する場合は通算3回

補助の内容(3)の場合・・・・上記とは別に年1回

6 補助金交付の手順

①補助金交付申請

事業計画書の提出【第1号様式】

（添付書類：出展申込書の写し、商談会等の内容が分かる資料消費税等の非課税事業者は非課税であることが分かる資料）

②交付申請書の審査

内容審査後、補助金決定通知書【第2号様式】による通知

③商談会等への出展

商談会や物産展、見本市等の内容が分かる様子を写真等で記録

④補助金実績報告

事業実績報告書【第3号様式】の提出

（添付書類：領収書の写し、実施したことが分かる写真等）

⑤実績報告書審査

内容審査後、補助金確定通知書【第4号様式】の通知

⑥補助金請求

補助金請求書【第5号様式】の提出

⑦補助金交付

請求後、概ね、1ヶ月以内に支払います

「指宿市特產品販路拡大支援事業補助金」交付の流れ

① 商談会等、物産展等への申し込み

『商談会・物産展』
国、自治体、公益法人、公的機関、地元金融機関等が主催、共催、後援する商談会等（商談会、見本市、博覧会）や物産展等（物産展、催事等）への出展

『出展条件』

県 内	県 外	海 外
商談会等		
3 日以上	2 日以上	1 日以上

※市が主催等する場合は、1日以上



事業者手続き

② 補助金交付申請の提出

『提出書類』
①事業計画書（様式第1号）
②出展申込書（写し）
③商談会の内容が分かる資料
④消費税等の非課税者である資料（該当する場合のみ）

指宿市手続き

③ 交付申請書の受理

予算に達し次第、受付を終了します。



⑤ 事業の実施

商談会等、物産展等への出展
※補助対象となる経費については、交付決定後に執行してください。

④ 補助金の交付決定

『交付書類』
交付決定通知書（様式第2号）



⑥ 実績報告の提出

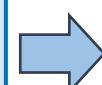
対象経費確定後、速やかに報告手続きを行ってください。
概ね、1ヶ月から1ヶ月半後にはお願いします。

『提出書類』

- ①事業実績報告書（様式第3号）
- ②対象経費領収書（写し）
- ③商談会等の実施が分かる写真
- ④その他市長が必要と認める書類

⑦ 実績報告の審査

報告書の内容確認



⑨ 補助金の請求

『提出書類』
①事業補助金交付請求書（様式第5号）

⑧ 補助金の交付確定

『交付書類』
交付確定通知書（様式第4号）



⑩ 補助金の支払い

請求後、概ね1ヶ月以内に支払います。

